

[トレンド]

聴覚障害教育と手話 ——「聴覚障害児のコミュニケーション手段に関する 調査研究協力者会議報告」(文部省)をめぐって——

四日市 章

聴覚障害児にとって、コミュニケーションの障害は克服すべき最も大きな課題のひとつといえる。聴覚障害児の教育にあたっては、歴史的に、保持している聴覚と読話や発語を最大限に活用することを基本とする、聴覚口話法が中心的に用いられてきた。しかし近年、聴覚障害者が社会で活動するさまざまな場での手話通訳者の活躍や、地域での手話サークル活動の活発化、あるいは手話通訳付きのテレビ放送など、手指コミュニケーションに対する社会的な関心が少しずつ高まっている。また世界的な情勢をみても、ユネスコが手話を公認するといった動きもみられている。聴覚障害者団体等からは、手話を自分たちの言語として認め、もっと自由に、豊かに活用したいという主張が以前からなされてきている。手話に関する研究機関や組織の設立、手話通訳者の認定や派遣のための機関の設立等、手話をめぐっての環境はだいに改善されてきている。しかし、学校教育のなかでの手話を含む手指コミュニケーションの利用に関しては、聴覚障害教育の変化に伴いさまざまな議論はなされていたものの、これまでその方針について明示されたものはなかった。このような状況のなかで、平成5年3月に、文部省の選定した委員による「聴覚障害児のコミュニケーション手段に関する調査研究協力者会議報告」書が発表され、そこで手話に関する見解が初めて示された。

文部省は平成3年6月に、委員16名からなる「聴覚障害児のコミュニケーション手段に関する調査研究協力者会議」を発足させた。その趣旨は、「聴学校並びに小学校及び中学校の難聴学級におけるコミュニケーション手段の指導の在り方について調査研究を行ない、聴覚障害児教育の振興・充実に資する。」ということであった。また、6校の調査研究協力校を定め資料の収集をはかった。

報告書は次のような項目にそってまとめられている。

I. 聴覚障害児のコミュニケーション手段について

1. 基本的な考え方
2. 発達段階に応じたコミュニケーション手段
 - 1) 幼稚部入学期前、2) 幼稚部、3) 小学部
 - 4) 中学部・高等部、5) 難聴特殊学級

II. 聴覚障害児の実態に応じた指導

1. コミュニケーションに対する考え方
2. 多様なコミュニケーション手段について
 - 1) 基本的な用語の問題
 - 2) コミュニケーション手段の解説と適用上の留意事項
 - (1) 聰能(聴覚活用に関する能力)
 - (2) 読話、(3) 発音・発語、(4) 文字
 - (5) キュード・スピーチ、(6) 指文字
 - (7) 手話

3. 発達段階に応じたコミュニケーション手段の活用

- 1) 乳幼児期段階(0~2歳)
 - (1) 言語コミュニケーションの発達に関する課題
 - (2) コミュニケーションの手段と内容
 - (3) 家庭におけるコミュニケーションと両親援助
- 2) 幼稚部段階(3~5歳)
 - (1) 言語コミュニケーションの発達に関する課題
 - (2) コミュニケーションの手段と内容
 - (3) 家庭におけるコミュニケーションと両親援助
 - (4) 幼稚園等でのコミュニケーション
- 3) 小学部段階
 - (1) 小学部
 - (2) 小学校の難聴特殊学級
- 4) 中学部段階
 - (1) 中学部
 - (2) 中学校の難聴特殊学級
- 5) 高等部段階
 - (1) 基本となる考え方
 - (2) 教科指導の場におけるコミュニケーション
 - (3) 特別活動の場におけるコミュニケーション

- (4) 養護・訓練におけるコミュニケーションに関する指導

(5) 今後考慮すべき事項

6) その他

- (1) 全校的な教育の場におけるコミュニケーション

- (2) 寄宿舎におけるコミュニケーション

4. 障害の受容と克服

- (1) 障害の受容・克服の基本

- (2) 障害の受容・克服の教育

- (3) 障害の受容・克服とコミュニケーション手段

- (4) 具体的な配慮事項

これらの項目で述べられた内容について、筆者なりに概括してみると次のようなことであると思う。

まず、「I. 聴覚障害児のコミュニケーション手段について」で、この報告書の全体の方向づけをしている。この報告書で述べるコミュニケーションを、学校教育の内部でのものに限定し、聴覚障害教育における国語の重要性を一貫して主張している。特に、幼稚部入学以前、幼稚部、小学部の段階では、日本語を獲得させるための聽能・口話、発音発語指導、国語をベースとした教科学習、読み書きの一層の充実というように日本語の獲得の重要性に特に力点がおかされている。そして、中学部・高等部、特に高等部の段階では、障害の克服、多様な情報の収集、そして教科内容の拡充などのために、手話によるコミュニケーションの必要性が生ずると述べられている。また、難聴特殊学級については、聴覚活用が可能なものとして、聴覚口話法を用いるとしている。

つづいて、「II. 聴覚障害児の実態に応じた指導」では、まず、「1. コミュニケーションに対する考え方」として、コミュニケーションに関する基本的な考え方を述べ、特に、重複障害児、両親が聴覚障害者である場合などについて、手話を含む多様なコミュニケーション手段を利用するとの重要性を主張している。さらに、「2. 多様なコミュニケーション手段について」として、聽能、読話、発音発語、文字、キード・スピーチ、指文字、手話について概説し、指導上の留意事項にも触れている。「3. 発達段階に応じたコミュニケーション手段の活用」では、乳幼児期から高等部段階へと発達していく中の言語の発達の道筋と、発達を促すための子どもや両親への配慮について、さまざまな場面を想定しながら、「I」で述べられた日本語教育の道筋に沿って細かく述べられている。

特に、高等部段階における、特別活動や養護・訓練の場では障害の受容や卒業後の聴覚障害者相互の交流

といった観点から手話の有用性についてふれ、手話に関する指導事項も提案している。さらに、今後考慮すべき点として、現在の教育現場での手話の利用の実態を認めたうえで、学校で使われる手話、特に教科指導で使われる手話についての研究を進めること、および、高等部の教師が手話に対する知識や技術を向上させることの必要性を述べている。

最後に、「4. 障害の受容と克服」として、一般の人々の障害者に対する理解を深めることの必要性を述べ、そのための教育を小、中、高等学校や大学等で積極的に行なうことの必要性を述べている。また、聴覚障害者の社会参加・自立あるいは、生きがいや自己実現といったものまで視野に入れた聴学校教育が望ましいとしている。社会参加していくためのコミュニケーションの方法としては、コミュニケーション手段としての手話と、聴覚口話法との両立が必要であり、教師もこれら両方の指導技術を身につけることが要求されるであろうとしている。

以上、今回の報告を概観してみると、手話についてふれた部分が新しいといえる。すでに、多方面からこの報告に対してさまざまな感想や評価・意見が述べられているようであり、それらは主に、この報告での手話の扱いに関するものである。まず、公にされている2、3の資料を参考にそれらの評価についてふれてみる。

日本での聴覚障害児教育が聴覚口話法を中心にして行なわれてきたとはいえ、最近では教育方法、特に手話を中心とするコミュニケーションについては、日本でも多様な考え方がありはじめている。この報告に対する意見や感想のなかで多くみられるのは、聴覚障害者のコミュニケーションの方法のひとつとして、年齢段階の高い生徒についてではあるが、彼らにとって理解しやすい手話の導入について積極的な一面を示し、聴覚障害児教育でのコミュニケーション方法の多様化を認めたことに対する賛同意見のようである。さらにこの報告が、現在の聴覚障害教育の問題点を取り上げ、その解決のための提案を公的に述べていることなどに対しても、画期的である、予想をはるかに越えているといった評価もみられ、手話を否定しない雰囲気を教育現場に生み出すであろうという期待がもたれている。しかし、すでに聴学校の中学校部や高等部では程度の差はあれ、手指を用いたコミュニケーションが使われているところも多い。そういう点からみれば、この報告は聴教育の現状を追認しているだけであると

もいわれる。

また、この報告で述べられた教育観については、手話を必要とする聴覚障害者の生き方を肯定する理念への変化であり、その言語観も、社会でたくましく生きていけるための言語というような見方がされていることは望ましいとするコメントもある。しかし一方では、この報告は、論じた内容を教育場面での日本語の獲得という、きわめて限定された状況のなかでの手話についてのみ論じており、聴覚障害者の生涯にわたる生活全体の中での手話という観点からみると不適切・不十分であるという主張がみられる。つまり、手話を日本語と対等な、聴者の母国語としての言語として認めておらず、年齢段階の高い生徒の教育にだけ用いられるのは、この報告では手話が正しく位置付けられていなことによるとしている。バイリンガル・バイカルチャーという考え方を紹介しながら、この報告に関する評価を述べた論説もみられる。それによると、この報告は手話を言語とは認めていないものの、子どもの状態や発達段階によって手指的な方法を導入する新しい指導法への変革を示唆しており、幼稚部・小学部と中学部・高等部では教育方法が異なることを示している。この報告書は今後の聴覚障害教育に影響を及ぼすであろうし、それとともに教員養成、教員採用、教員研修に関わる課題が新たに生じるであろうと述べている。

筆者自身は、報告全体としては聴教育の現状を認め、教育現場がより積極的な対応ができるための提案がなされているという感じを受ける。まず、手指コミュニケーションの利用については、これまでの状況からみると一步前進したという印象をもつ。限定された条件下ではあっても、文部省が手指によるコミュニケーションの使用を認めるということは、やはり意味のあることである。中学部や高等部の教師は、授業の中で手指コミュニケーションを使うことには、どこか不安があるのではないかだろうか。教育の手段として用いる以上は、手指コミュニケーション方法に対する自分自身のはっきりとした考え方を持つとともに、文部省のきちんとした考え方があつてほしいと考えるであろう。今回の方針によって、手指コミュニケーションに関して、より積極的な姿勢をもてるのではないかと思う。教育のなかでの手指コミュニケーションの位置付け、手話の在り方などについて、教員相互あるいは親を含めての積極的な意見交換や研究が進められることを期待したい。また、すでに紹介した議論にもあるように、教育の方法が変わることが、教育に関する

基本的な考え方を変わってくるということであり、今後の聴覚障害教育への影響は単にコミュニケーション方法の変化だけにとどまるものではないと思う。

今回の報告のなかでもうひとつの主張として、聴覚障害児教育の中での、日本語の獲得の重要性に対する強調があると思う。近年、聋学校児童生徒の障害の重度化、あるいは、教師の人事異動などによって、聋学校での専門的な知識・技術の保持・発展が容易ではなくなってきている。特に幼稚部や小学部での言語指導や聽能教育の徹底が、以前よりも困難になってきていると聞く。今回の報告はこのような現状に対して、児童生徒の発達段階を通して一貫して、日本語の獲得ということを中心にすえた、子どもの発達に則った言語指導の重要性、そして教科指導への発展という点を、あらためて強調しているように思う。コミュニケーション方法の議論が前面にでてくるため、ともすれば埋もれてしまいかねない言語発達の重要性を指摘している。

なお、報告書としては、前述のように言語やコミュニケーションの発達、それに基づく指導について、テキスト風にかなりのページが割かれている。日本語獲得の重要性の強調のためであるかと思うが、今回の新しいテーマである手指コミュニケーションについても、これとのバランスの上でも、もうすこしまとまつた解説があればと思う。それによって、学校教育の中での手指コミュニケーションの位置付けや役割、高等部段階での活用の意義などさらにわかりやすくなつたのではないかと思う。今回の報告で述べられた教育方針を具体化した指導の手引き書が、できるだけ早い時期に出版され、教育現場の対応がより容易になることが期待される。

参考資料

- 1) 聴覚障害児のコミュニケーション手段に関する調査研究協力者会議報告（1993）。ろう教育科学，35(1), 11-42。
- 2) 内田伸子・都築繁幸・高井恵美・前田 浩・遠藤勝（1993）：「聴覚障害児のコミュニケーション手段に関する調査研究協力者会議」報告をめぐって。日本手話研究所所報, No.14.
- 3) 中野善達（1993）：「聴覚障害児のコミュニケーション手段に関する調査研究協力者会議報告」の紹介と要旨。ろう教育科学, 35(1), 7-10.
- 4) 矢沢国光（1993）：文部省報告とわたしたちの課題。T C 研究会会報, No.54.